

## 令和3年度介護報酬改定に伴う人員、設備及び運営に関する基準の改正について

令和3年度の介護報酬改定に合わせて、人員、設備及び運営に関する基準も改正されました。経過措置が認められる令和6年3月31日までに、基準等ご確認の上、ご対応の程よろしく願います。

### 1. 無資格者に対する認知症介護基礎研修の受講の義務付け

＜全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護以外）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援を除く）＞

介護に直接携わる職員のうち、**医療・福祉関係の資格を有さない職員**について、**認知症介護基礎研修を受講させる**ために必要な措置を講じることが義務付けられました。

＜次のいずれかの資格を持つ場合は上記研修の受講不要。＞

- ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④介護支援専門員 ⑤実務者研修修了者
- ⑥介護職員初任者研修修了者 ⑦生活援助従事者研修修了者
- ⑧社会福祉士 ⑨医師 ⑩歯科医師 ⑪薬剤師
- ⑫理学療法士 ⑬作業療法士 ⑭言語聴覚士 ⑮精神保健福祉士 ⑯管理栄養士
- ⑰栄養士 ⑱あん摩マッサージ指圧師 ⑲はり師 ⑳きゆう師
- ㉑認知症介護実践者研修修了者 ㉒認知症介護実践リーダー研修修了者
- ㉓認知症介護指導者研修修了者

※以下の資格は廃止されていますが、現在も有効です。

- ㉔介護職員基礎研修修了者 ㉕訪問介護員1級課程修了者
- ㉖訪問介護員2級課程修了者

### 2. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載が義務付けられました。

＜全サービス＞

記載事項は、**虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容**であること。

（研修は、居宅系サービスが年1回以上、施設系サービスが年2回以上行うことが必要です。）

【記載例】

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第〇〇条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）責任者の選定（責任者：□□ □□）
- （2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年〇回）
- （3）虐待等に対する相談窓口の設置
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。